

# 専門学校 日産横浜自動車大学校 学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法の規定に基づき自動車工業に関する専門技術及び理論を習得させ、職業人に必要な技術の育成と教養を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は「専門学校日産横浜自動車大学校」という。

(位置)

第3条 本校の位置を神奈川県横浜市旭区市沢町910番地に置く。

## 第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第4条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	学級数	入学定員	収容定員	始業及び終業時間
工業専門課程	自動車整備科	昼	2カ年	6	120名	240名	9時から
	一級自動車工学科	昼	4カ年	8	80名	320名	16時45分まで
	モータースポーツ科	昼	1カ年	1	20名	20名	9時から16時45分まで

2 在学期間は、修業年限の2倍をこえることができない。

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 工業専門課程の学期は次のとおりとする。

課程名	学科名	入学期	学期区分	期間
工業専門課程	自動車整備科	4月	前期	4月1日から9月30日まで
	一級自動車工学科	4月		
	モータースポーツ科	4月	後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土、日曜日(行事日は除く)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日(行事日は除く)
- (3) 夏季休業 8月初旬から8月下旬まで
- (4) 冬季休業 12月中旬から翌年1月初旬まで
- (5) 春季休業 3月中旬から4月初旬まで
- (6) その他校長が必要と認めた日

## 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(教職員組織)

第8条 本校に次の教職員を置く。

課程名 種別	工業専門課程
校長	1名
教員	35名
事務職員	13名

2 校長は、校務を掌り所属教職員を監督する。

#### 第4章 入学、休学、退学、卒業、除籍等

##### (入学資格)

第9条 本校の自動車整備科並びに一級自動車工学科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者

(2) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

また、モータースポーツ科にあつては、自動車整備に関する専門学校または短期大学またはこれと同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準じる学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士資格取得者または取得見込みの者。

##### (編入学)

第10条 一級自動車工学科への入学志望者は、前条の規定に加え次の各号全ての編入学条件を満たしている場合3年次への編入学を認めることがある。

(1) 二級ガソリン自動車整備士資格及び二級ジーゼル自動車整備士資格の両方を有する者または自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者(二級ガソリン、二級ジーゼルの両方)となる者で、3年次における養成を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる見込みのある者。

(2) 国土交通省の指定する自動車整備士第1種養成施設の二級課程修了者。

##### (転科)

第11条 一級自動車工学科で1年次、または2年次の途中で転科を希望する者はそれぞれの学年の期初からまたは1年から2年次進級時に自動車整備科への転科を認めることがある。

##### (出願手続)

第12条 入学を希望する者は、入学願書に検定料をそえて願出しなければならない。

##### (入学許可)

第13条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

##### (入学手続)

第14条 入学を許可された者は、許可のあった日から所定の期日以内に第24条の入学金を添えて入学の手続きをしなければならない。

##### (退学)

第15条 学生が退学しようとする時は、所定の書類にその理由を記し、保護者から願出で校長の許可を受けなければならない。

##### (休学)

第16条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。

尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。□

##### (復学)

第17条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとする時は、所定の書類にその事由を記し、医師の診断書等を添え保護者から願出で校長の許可を受けなければならない。

##### (出席停止)

第18条 学生が感染症にかかり又はその恐れがある時、その他必要と認める時は、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

##### (進級)

第19条 各学年の教育課程の修了は、学生の平素の成績を評価し、履修すべき教科が全て履修している事を確認できた場合、次学年への進級を認める。

2 一級自動車工学科にあつては4年次への進級は前項の規定に加え、3年次養成開始時点で第10条第1項第1号に該当する者。

(卒業)

第20条 学生が本校所定の全教育課程を終了したと認められた時は別に定める様式による卒業証書を授与する。

- 2 前項において、工業専門課程自動車整備科を終了した者には専門士(工業専門課程)の称号を、また、一級自動車工学科を終了した者には高度専門士(工業専門課程)の称号を授与する。
- 3 一級自動車工学科の1、2年の全教育課程を修了したと認められた者には別に定める様式による自動車整備士第1種養成施設指定校二級課程修了の修了証書を発行する。

(除籍)

第21条 校長は職員会議の議を経て、次の各号の一に該当する者を当該年度末をもって除籍することができる。

- (1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (2) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 在学期間が第4条第2項の修業年限を超える者

## 第5章 賞 罰

(褒賞)

第22条 学生がその成績、性行ともに優れ他の模範となる時は、褒賞することがある。

(懲戒)

第23条 教育上必要があると認められたときは、校長は学生に懲戒を加えることがある。

- 2 次の各号の一に該当する者を懲戒する。
  - (1) 学則その他の規定にそむいた者
  - (2) 性行不良で改悔の見込みがないと認められる者
  - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (4) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (5) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 3 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。

## 第6章 学生納付金その他

(学生納付金)

第24条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

金 額	区分	授 業 料		実験実習費	施設設備費	入 学 金	入学検定料
		自動車整備科並びに 一級自動車工学科	1年	642,000円	120,000円	230,000円	240,000円
2年			642,000円	120,000円	230,000円		
一級自動車工学科		3年	642,000円	210,000円	230,000円		
		4年	642,000円	210,000円	230,000円		
モータースポーツ科		1年	642,000円	570,000円	-	120,000円	-

- 2 在籍中の学生の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 既納の学生納付金は、やむを得ない特別な理由がある場合は、返還することができる。
- 5 学校長の判断により学生納付金を減免する場合がある。
- 6 休学者については休学管理費として半期20,000円、通期40,000円を指定の期日までに納入しなければならない。

## 第7章 健康管理

(健康診断)

第25条 健康診断は毎年1回実施する。

### 附 則

1. この学則の実施についての必要な事は、校長が別に定める。
2. この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
3. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
4. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
5. この学則は、平成元年4月1日から施行する。
6. この学則は、平成2年4月1日から施行する。  
ただし、入学検定料については平成元年10月9日から適用する。
7. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
8. この学則は、平成4年4月1日から施行する。  
なお、すでに在籍している生徒の納付金のうち授業料については旧学則による。  
別表(教育課程及び授業時数)については、平成4年度入学生から適用し、すでに在籍している生徒については旧学則による。
9. この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
なお、すでに在籍している生徒の納付金のうち授業料については旧学則による。
10. この学則は、平成6年4月1日から施行する。
11. この学則は、平成6年9月1日から施行する。
12. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
13. この学則は、平成9年4月1日から施行する。
14. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
15. この学則は、平成11年3月1日から施行する。
16. この学則は、平成13年4月1日から施行する。
17. この学則は、平成15年4月1日から施行する。
18. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
19. この学則は、平成17年3月10日から施行する。
20. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
21. この学則は、平成18年4月1日から施行する。  
平成18年3月31日時点で、本校一級自動車整備科に在籍している学生については平成18年4月1日以降も本校に在籍するものとし、一級自動車工学科の相当学年に編入する。
22. この学則は、平成18年7月1日から施行する。
- 22-2. この学則は、平成19年2月23日から施行する。
23. この学則は、平成19年4月1日から施行する。  
ただし、入学検定料については平成18年10月1日から適用する。
24. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
25. この学則は、平成23年4月1日から施行する。  
なお、すでに在籍している学生の納付金のうち授業料については旧学則による。
26. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
27. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
28. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
29. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
29. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
30. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
31. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
32. この学則は、平成31年4月1日から施行する。  
なお、第24条に規定する学生納付金の改定は、平成31年度入学生については入学手続き時より適用する。
33. この学則は、令和元年10月1日から施行する。  
ただし、平成31年度の授業料については636,000円とする。
34. この学則は、令和2年10月1日から施行する。  
ただし、令和2年9月31日までに休学が確定している休学者は除く。